

## (仮称) 名古屋三河道路 (西知多道路～名豊道路区間) の概要等

### 1 計画概要

#### (1) 目的

(仮称) 名古屋三河道路 (西知多道路～名豊道路区間) は、知多地域と西三河地域を結ぶ東西軸であり、地域間の物流網の発展、交流域の拡大、ひいては、産業集積や生産性の向上を図るとともに、交通円滑化、交通事故の減少、災害リスクの改善等に寄与することを目的に整備を行うものとする。

#### (2) 都市計画決定権者

愛知県

(本道路は都市計画に定められる施設であり、都市計画決定権者である愛知県が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。)

#### (3) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

起点：知多市、終点：刈谷市または安城市

#### (4) 事業規模

約 20km (4 車線)

### 2 手続根拠法令

環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号)

### 3 経緯

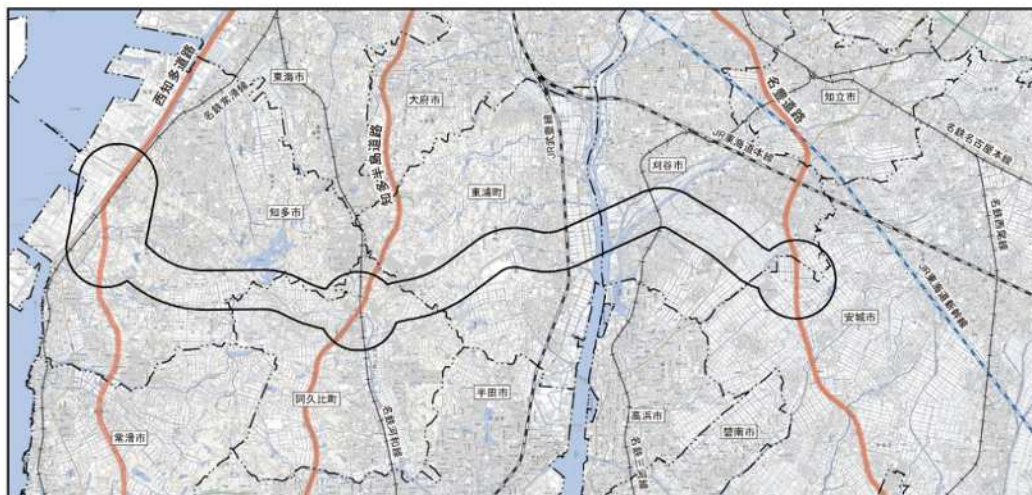
- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 2025 年 3 月 5 日 | 配慮書の公表・縦覧 (～ 4 月 4 日)、県への送付 |
| 5 月 28 日       | 配慮書についての知事意見の通知             |
| 2026 年 1 月 5 日 | 方法書の県への送付                   |
| 1 月 6 日        | 方法書の公告・縦覧 (～ 2 月 6 日)       |
| 3 月 3 日        | 方法書に係る住民意見の概要の送付            |
| 3 月 3 日        | 審査会の開催                      |
| 5 月 8 日        | 名古屋三河道路部会の開催                |

### 4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市町長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者 (愛知県) に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者 (愛知県) から方法書についての住民意見の概要の送付があった日から 90 日以内に行う。

### 5 事業実施区域の位置



#### 凡例

○ 都市計画対象道路事業実施区域 (当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される範囲)

--- 行政区界

※環境影響評価方法書のあらましを一部加工して作成

(仮称) 名古屋三河道路 (西知多道路～名豊道路区間) に係る環境影響評価の手續の流れ

